

平成30年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

— (平成30年度9月補正予算等関係)

## 農林水産部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年9月定例会議案説明資料目次

農林水産部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		農地・水保全課	2
		水産課	3
		食のみやこ推進課	4
	2 公共事業補正予算総括表	農地・水保全課	5
3 歳入歳出事項別明細書		9	
4 節の明細		12	
5 債務負担行為に関する調書	経営支援課	13	

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第9号	鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例	林政企画課	14
第16号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館)について	生産振興課	16
第17号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立二十一世紀の森)について	林政企画課	21
第18号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立とっとり出合いの森)について	林政企画課	26
第19号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立とっとり賀露かっこ館)について	水産課	31

報告番号	件名	課名等	頁
第6号	長期継続契約の締結状況について	西部総合事務所農林局	35

議案説明資料総括表

農林水産部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
農地・水保全課	5,932,990	46,100	5,979,090	45,500	1,000	△ 1,250	850	
水産課	2,342,374	16,211	2,358,585		16,000		211	
食のみやこ推進課	163,976	1,500	165,476				1,500	
合計	24,331,743	63,811	24,395,554	45,500	17,000	△ 1,250	2,561	

  

区分	予算額	主な内容
一般事業	17,711	(新)「鳥系93号」ブランド化推進事業 1,500
公共事業	46,100	農業農村整備事業 46,100

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費  
3項 農地費  
2目 土地改良費

農地・水保全課(内線:7326)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業農村整備事業	1,048,371	46,100	1,094,471	45,500	<500> 1,000	(負担金等) △1,250	850	県費負担 1,350
トータルコスト	1,048,371	46,100	1,094,471	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	18.9人	0.0人	18.9人	-				
工程表の政策目標 (指標)	畑地かんがい面積の増 平成30年度 6,147ha							

事業内容の説明

1 事業の目的  
農業農村整備事業

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名		補正前	補正	計	備考
補 助 事 業	県営畑地帯総合整備事業	60,000	0	60,000	国事業体系再編に伴う財源更正。
	県営農業生産基盤整備事業調査	127,000	28,000	155,000	国事業(農業水路等長寿命化・防災減災事業)の割当増による認証増。
小計		187,000	28,000	215,000	
団 体 営	団体営水利施設等保全高度化事業	57,892	18,100	75,992	国事業(農業水路等長寿命化・防災減災事業)の割当増による認証増。
	小計	57,892	18,100	75,992	
補助事業計		244,892	46,100	290,992	
補正に係るもの計		244,892	46,100	290,992	

(着工地区の概要:別紙のとおり)

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

5項 水産業費

2目 水産業振興費

とっとり賀露かっこ館（電話：0857-38-9669）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり賀露かっこ館管理運営事業費	25,186	16,211	41,397		(9,000) 16,000		211	県費負担 9,211
トータルコスト	56,966	16,211	73,177	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.0人	0.0人	4.0人	—				
工程表の政策目標（指標）	年間入館者数20万人の定着化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県有施設中長期保全計画の変更を行い、老朽化が著しいとっとり賀露かっこ館の天井埋込型のエアコン4台を現状のマルチ方式（1台の室外機で2台の室内機を運転）から維持管理のしやすいセパレート方式（1台の室外機で1台の室内機を運転）の天井埋込型エアコンに更新する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>設置から15年以上経過し、随時、補修・修理を重ねて行ってきたが、不具合が改善されないため、次年度以降の指定管理者制度導入に備えて、エアコン機器の更新を行う。</p> <p>○かっこ館展示室・体験実習室エアコン更新工事費 16,211千円</p> <p>(参考) 各エアコンの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示室エアコン 圧縮機2号機が故障し修理不能であり、圧縮機1号機のみで稼働しているため、機器能力の6割程度の出力しかない。 室外機が塩害で中全体が錆びついて、制御基盤など重要な箇所も錆びついている状態である。</li> <li>・体験実習室エアコン 電磁弁の故障により冷媒ガスが漏れ、部品交換で冷媒ガス漏れを一時的に治めているが、機器全体が古いため、内部の別箇所の弁、管等から漏れ出す可能性が大きい。</li> </ul>								

(注) 起債欄の上段< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

食のみやこ推進課 (内線: 7835)

1目 農業総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 「鳥系93号」ブランド化推進事業	0	1,500	1,500				1,500	
トータルコスト	0	2,295	2,295	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金事務				

工程表の政策目標 (指標)

—

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県では、夏場の高温障害の影響を受け、平坦地を中心に1等米比率が低い状況が続いている。こうした中、鳥取県農業試験場が育成した「鳥系93号」は、高温に強く等級・食味も優れ、倒伏しにくく、いもち病も発生しにくい特性を併せ持つ。

このことから、「鳥系93号」を本県の主食用米の顔となる品種として生産・販売を推進し、ブランド確立を図ることで、農家所得と鳥取県産米の評価の向上を目指す。

ブランド確立のためには、本格栽培となる平成31年度に向けて、新品種登場の初年度となる平成30年度からPRを進め、認知度の向上を図ることが必要である。

2 主な事業内容

- ・「鳥系93号」は本県単独品種であることから、市場定着を図るため、JA全農とつとりが中心となって、一元的な販売・ブランディングを進める。
- ・新品種登場の初年度となる平成30年度に、県内外での小売店等での試食宣伝販売やイベントでのPR等を実施し、多くの方々に食べていただくことで、県内外の消費者等への認知度の向上を図る。また、消費者の「美味しい」という声を小売店・卸事業者へフィードバックすることで、平成31年度の本格販売につなげる。

(単位: 千円)

事業内容	事業主体	予算額
「鳥系93号」のブランド確立のための取組に要する経費に対し助成。 ・PR資材の作成 (統一デザイン、ポスター・POP等) ・試食宣伝販売・販路開拓 (首都圏・関西圏の百貨店、スーパー、県内JA主要直売所等) ・メディアPR (専門誌への掲載等) ・コンテスト出品、炊飯試験分析等 【補助率】県1/2以内	JA全農とつとり	1,500

<生産拡大計画>

(平成30年度) 5.1ha ⇒ (平成31年度) 300ha ⇒ (平成32年度) 1,000ha

⇒ 概ね5年後の生産目標: 3,000ha、本県主食用米に占める割合: 25%を目指す。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県農業試験場が、高温に強く平坦地の1等米比率向上につながる品種として、「鳥系93号」を育成し、平成30年4月に鳥取県産米改良協会が奨励品種に採用した。
- ・平成31年度以降、栽培面積を増やし、本格栽培を目指すため、平成30年度は各JAにおいて、展示ほを5.1ha設置し、試験栽培を実施している。

平成30年度補正予算説明資料

事業名	補正前	補正	計	財源				備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	内訳			
						その他	一般財源		
一般公共事業	5,169,144 (1,586,857)	46,100	5,215,244 (1,586,857)	45,500	<500> 1,000	△ 1,250	850	県費負担 1,350 (次頁に記載)	
直轄事業	66,920		66,920					(次頁に記載)	
単県公共事業	92,874		92,874					(次頁に記載)	
一般単県公共事業	92,874		92,874						
県費高上補助									
小計 (一般公共直轄単県)	5,328,938	46,100	5,375,038	45,500	<500> 1,000	△ 1,250	850	県費負担 1,350	
災害公共事業	1,798,222		1,798,222						
災害公共事業	1,787,622		1,787,622						
直轄災害公共事業									
一般単県災害公共事業	10,600		10,600						
農林水産部合計	7,127,160	46,100	7,173,260	45,500	<500> 1,000	△ 1,250	850	県費負担 1,350	

(注) 一般公共事業の事業費は、補助事務費、事務費、事務費維持及び人件費維持を含む額である。

直轄事業の上段( )書きは事業費である。

起債の上段< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担額は起債額の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度補正予算説明資料

予算関係

事業	事業名	補正前	補正	計	財源				備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)	
					内		起債	その他			一般財源
					国庫支出金	県費負担					
一般公共事業	一般公共事業計	5,169,144	46,100	5,215,244	45,500	<500>	△ 1,250	850	県費負担 1,350		
	農業農村整備事業	2,193,828	46,100	2,239,928	45,500	<500>	△ 1,250	850	県費負担 1,350	県営農業生産基盤整備事業調査 福部砂丘地区(鳥取市)外	
	林道事業	1,148,493		1,148,493							
	造林事業	830,421		830,421							
	治山事業	96,402		96,402							
	水産基盤整備事業	900,000		900,000							
	直轄事業計	(1,586,857)		(1,586,857)							
		66,920		66,920							
		(30,000)		(30,000)							
		10,020		10,020							
農業農村整備事業	(1,556,857)		(1,556,857)								
水産基盤整備事業	56,900		56,900								
公共事業計	5,236,064	46,100	5,282,164	45,500	<500>	△ 1,250	850	県費負担 1,350			
一般単県公共事業計	92,874		92,874								
単県公共事業	農業農村整備事業	64,988		64,988							
	治山事業	3,000		3,000							
	林道事業	24,500		24,500							
	水産基盤整備事業	386		386							
	県費増上補助計										
	団体営土地改良事業費補助金										
単県公共事業計	92,874		92,874								

(注) 一般公共事業の事業費は、補助事務費、事務費経足及び人件費経足を含む額である。  
 直轄事業の上段( ) 費きは事業費である。  
 起債額の上段< > 費きは交付税措置を除いた額である。  
 備考欄の県費負担額は起債額< > 費きの金額と一般財源の金額を加算した額である。



平成30年度補正予算説明資料

予算関係

農林水産部 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源			内訳		備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	その他	一般財源			
災害公共事業計	1,787,622		1,787,622							
耕地災害復旧事業	667,887		667,887							
林道施設災害復旧事業	1,119,735		1,119,735							
直轄災害公共事業計										
運轄耕地災害復旧費負担金										
一般単県災害公共事業計	10,600		10,600							
単県耕地災害復旧事業	5,600		5,600							
単県林道施設災害復旧事業	5,000		5,000							
災害公共事業計	1,798,222		1,798,222							

一般公共事業計 (災害公共含む)	7,023,686	46,100	7,069,786	45,500	<500>	△ 1,250	850	県費負担 1,350
単県公共事業計 (災害単県含む)	103,474		103,474					
農林水産部合計 (再掲)	7,127,160	46,100	7,173,260	45,500	<500>	△ 1,250	850	県費負担 1,350

(注) 一般公共事業の事業費は、補助事務費、事務費、事務費継足及び人件費継足を含む額である。

直轄事業の上段( ) 費きは事業費である。

起債欄の上段< > 費きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の< > 費きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度 公共事業着工地区の概要 (変更分)

農地・水保全課 (単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全体計画 〔 〕:未済事業費			H29以前 事業費	H30年度事業費 〔 〕:未済事業費			H31以降 残事業費	
			事業概要	期間	事業費		事業概要	補正前	補正額		計
県管農業生産施設 整備事業調査	福 部 砂 丘 属	取 市	機能保全計画策定 1式	H30	10,000	0	機能保全計画策定 1式	0	10,000	10,000	0
	箕 枝 屋 5 工 区	米 子 市 日 吉 津 村 町	機能保全計画策定 1式	H30	9,000	0	機能保全計画策定 1式	0	9,000	9,000	0
	箕 枝 屋 6 工 区	米 子 市 日 吉 津 村 町	機能保全計画策定 1式	H30	9,000	0	機能保全計画策定 1式	0	9,000	9,000	0
( 県 営 事 業 計 )					28,000	0		0	28,000	28,000	0
団体営水利施設等 保全高度化事業	福 万 米 子 市		用水路工 L=60m	H30	2,100 (3,000)	0 (0)	用水路工 L=60m	0 (0)	2,100 (3,000)	2,100 (3,000)	0 (0)
	本 郷 1 工 区	日 野 町	機能保全計画策定 1式	H30	8,000 (8,000)	0 (0)	機能保全計画策定 1式	0 (0)	8,000 (8,000)	8,000 (8,000)	0 (0)
	本 郷 2 工 区	日 野 町	機能保全計画策定 1式	H30	8,000 (8,000)	0 (0)	機能保全計画策定 1式	0 (0)	8,000 (8,000)	8,000 (8,000)	0 (0)
( 団 体 営 事 業 計 )					18,100 (19,000)	0 (0)		0 (0)	18,100 (19,000)	18,100 (19,000)	0 (0)
一 般 公 共 事 業 計					46,100	0		0	46,100	46,100	0

平成30年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

款 項 目  節	6款 農林水産業費									
				うち農林水産部			1項 農業費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	384,690		384,690	370,875		370,875	179,763		179,763	
2 給 料	2,452,466		2,452,466	2,322,382		2,322,382	1,159,278		1,159,278	
3 職 員 手 当 等	1,244,561		1,244,561	1,179,038		1,179,038	584,205		584,205	
4 共 済 費	926,623		926,623	878,645		878,645	438,194		438,194	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	816		816	816		816				
8 報 償 費	44,415		44,415	43,593		43,593	27,533		27,533	
9 旅 費	87,063		87,063	80,734		80,734	36,184		36,184	
費用弁償	5,461		5,461	5,119		5,119	1,545		1,545	
普通旅費	74,188		74,188	68,499		68,499	31,307		31,307	
特別旅費	7,414		7,414	7,116		7,116	3,332		3,332	
10 交 際 費	100		100	100		100	100		100	
11 需 用 費	448,285		448,285	431,156		431,156	169,809		169,809	
食 糧 費	3,219		3,219	3,211		3,211	1,671		1,671	
その他の需用費	445,066		445,066	427,945		427,945	168,138		168,138	
12 役 務 費	118,814		118,814	113,393		113,393	49,077		49,077	
13 委 託 料	2,434,607	28,000	2,462,607	1,996,646	28,000	2,024,646	740,947		740,947	
14 使用料及び賃借料	122,147		122,147	115,012		115,012	49,504		49,504	
15 工 事 請 負 費	3,794,764	16,211	3,810,975	2,951,467	16,211	2,967,678	10,602		10,602	
16 原 材 料 費	3,740		3,740	3,740		3,740	1,218		1,218	
17 公 有 財 産 購 入 費	5,450		5,450	5,450		5,450				
18 備 品 購 入 費	97,556		97,556	97,059		97,059	28,111		28,111	
19 負担金、補助及び交付金	11,038,743	19,600	11,058,343	10,633,205	19,600	10,652,805	1,763,955	1,500	1,765,455	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	432,816		432,816	432,816		432,816	111,755		111,755	
22 補償、補填及び賠償金	54,800		54,800	50,000		50,000				
23 償還金、利子及び割引料	100,468		100,468	100,468		100,468	8,000		8,000	
24 投 資 及 び 出 資 金	10		10	10		10	10		10	
25 積 立 金	534,909		534,909	534,909		534,909				
26 寄 付 金										
27 公 課 費	368		368	368		368	206		206	
28 繰 出 金	191,639		191,639	191,639		191,639	162		162	
予 備 費										
計	24,519,850	63,811	24,583,661	22,533,521	63,811	22,597,332	5,358,613	1,500	5,360,113	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	7,649,554	45,500	7,695,054	6,803,469	45,500	6,848,969	466,220		466,220
	地 方 債	2,269,000	17,000	2,286,000	1,595,000	17,000	1,612,000	6,000		6,000
	そ の 他	3,328,289	△ 1,250	3,327,039	3,312,046	△ 1,250	3,310,796	536,874		536,874
一 般 財 源	11,273,007	2,561	11,275,568	10,823,006	2,561	10,825,567	4,349,519	1,500	4,351,019	

(単位:千円)

款 項 目 節										
	1目 農業総務費			3項 農地費						
							2目 土地改良費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	16,113		16,113	32,350		32,350	20,859		20,859	
2 給 料	1,159,278		1,159,278	241,038		241,038	101,845		101,845	
3 職 員 手 当 等	584,205		584,205	121,418		121,418	67,462		67,462	
4 共 済 費	413,497		413,497	90,134		90,134	50,300		50,300	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金										
8 報 償 費	12,293		12,293	638		638				
9 旅 費	13,035		13,035	5,383		5,383	90		90	
費用弁償	668		668	346		346	10		10	
普通旅費	10,995		10,995	4,659		4,659	80		80	
特別旅費	1,372		1,372	378		378				
10 交 際 費	100		100							
11 需 用 費	29,141		29,141	8,334		8,334	1,611		1,611	
食 糧 費	1,102		1,102	20		20				
その他の需用費	28,039		28,039	8,314		8,314	1,611		1,611	
12 役 務 費	17,491		17,491	8,769		8,769	1,200		1,200	
13 委 託 料	702,035		702,035	730,307	28,000	758,307	297,932	28,000	325,932	
14 使用料及び賃借料	10,562		10,562	13,959		13,959	4,234		4,234	
15 工 事 請 負 費	2,270		2,270	1,055,770		1,055,770	285,070		285,070	
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費				5,450		5,450				
18 備 品 購 入 費	5,357		5,357							
19 負担金、補助及び交付金	1,126,373	1,500	1,127,873	3,813,667	18,100	3,831,767	266,504	18,100	284,604	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金				23,720		23,720	15,620		15,620	
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	4,091,750	1,500	4,093,250	6,150,937	46,100	6,197,037	1,112,727	46,100	1,158,827	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	161,028		161,028	3,502,645	45,500	3,548,145	530,548	45,500	576,048
	地 方 債				595,000	1,000	596,000	218,000	1,000	219,000
	そ の 他	294,368		294,368	248,208	△ 1,250	246,958	82,468	△ 1,250	81,218
一 般 財 源	3,636,354	1,500	3,637,854	1,805,084	850	1,805,934	281,711	850	282,561	

(単位:千円)

款 項 目 節							農林水産部 合計			
	5 項 水産業費						補正前	補正額	補正後	
	補正前	補正額	補正後	2目 水産業振興費						
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	50,813		50,813	4,893		4,893	370,875		370,875	
2 給 料	237,212		237,212				2,322,382		2,322,382	
3 職 員 手 当 等	120,250		120,250				1,179,038		1,179,038	
4 共 済 費	91,199		91,199	789		789	878,645		878,645	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	143		143	143		143	816		816	
8 報 償 費	529		529	103		103	43,593		43,593	
9 旅 費	13,720		13,720	4,423		4,423	80,734		80,734	
費用弁償	900		900	174		174	5,119		5,119	
普通旅費	12,093		12,093	3,708		3,708	68,499		68,499	
特別旅費	727		727	541		541	7,116		7,116	
10 交 際 費							100		100	
11 需 用 費	65,490		65,490	10,492		10,492	431,156		431,156	
食 糧 費	710		710	508		508	3,211		3,211	
その他の需用費	64,780		64,780	9,984		9,984	427,945		427,945	
12 役 務 費	19,769		19,769	5,405		5,405	113,393		113,393	
13 委 託 料	85,694		85,694	23,665		23,665	2,005,646	28,000	2,033,646	
14 使用料及び賃借料	13,096		13,096	3,405		3,405	115,012		115,012	
15 工 事 請 負 費	970,508	16,211	986,719	5,721	16,211	21,932	3,317,097	16,211	3,333,308	
16 原 材 料 費							3,740		3,740	
17 公 有 財 産 購 入 費							5,450		5,450	
18 備 品 購 入 費	12,863		12,863	8,422		8,422	97,059		97,059	
19 負担金、補助及び交付金	554,124		554,124	449,961		449,961	12,056,797	19,600	12,076,397	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	16,125		16,125				432,816		432,816	
22 補償、補填及び賠償金	500		500	500		500	50,000		50,000	
23 償還金、利子及び割引料							100,468		100,468	
24 投 資 及 び 出 資 金							10		10	
25 積 立 金							534,909		534,909	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	18		18	11		11	368		368	
28 繰 出 金	90,321		90,321				191,639		191,639	
予 備 費										
計	2,342,374	16,211	2,358,585	517,933	16,211	534,144	24,331,743	63,811	24,395,554	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	700,786		700,786	93,393		93,393	8,500,625	45,500	8,546,125
	地 方 債	361,000	16,000	377,000	5,000	16,000	21,000	1,678,000	17,000	1,695,000
	そ の 他	22,470		22,470	1,923		1,923	3,312,046	△ 1,250	3,310,796
	一 般 財 源	1,258,118	211	1,258,329	417,617	211	417,828	10,841,072	2,561	10,843,633

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
6款 農林水産業費	
1項 農業費	
1目 農業総務費	
負担金、補助及び交付金	1,500
・「鳥系93号」ブランド化推進事業費補助金	
3項 農地総務費	
2目 土地改良費	
負担金、補助及び交付金	18,100
・団体営水利施設等保全高度化事業費補助金	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源	
								その他 千円	一般財源 千円
補正前	千円 融資元金17,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限日到来後10か月を経過した日において公益社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額		千円	平成30年度から、損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円
補正額	千円 融資元金6,100千円について損失補償契約に定める最終償還期限日到来後10か月を経過した日において公益社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額			平成30年度から、損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	千円 限度額に同じ				
補正後	千円 融資元金23,100千円について損失補償契約に定める最終償還期限日到来後10か月を経過した日において公益社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額			平成30年度から、損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	千円 限度額に同じ				

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県林業試験場の試験機械の新規導入及び更新に伴い、新たに行うこととなった試験について手数料を定める等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)次のおり新たに手数料を徴収する。 ア 実大強度試験(引張試験) 12,120円に1試験片につき4,800円を加算した金額 イ 環境試験(燃焼試験) 16,160円に1試験片につき8,020円を加算した金額 (2)次のおり手数料の額を引き上げる。 ア 実大強度試験(曲げ試験) 6,190円に1試験片につき3,880円を加算した金額(現行 4,880円に1試験片につき3,260円を加算した金額) イ 実大強度試験(圧縮試験) 12,120円に1試験片につき4,800円を加算した金額(現行 4,880円に1試験片につき3,260円を加算した金額) (3)その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p>



鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1 試験手数料			1 試験手数料		
区分		金額（1件）	区分		金額（1件）
略			略		
(2) 実大強度試験	ア 曲げ試験	6,190円に1試験片につき 3,880円を加算した金額	(2) 実大強度試験	曲げ試験又は圧縮試験	4,880円に1試験片につき 3,260円を加算した金額
	イ 引張試験又は圧縮試験	12,120円に1試験片につき 4,800円を加算した金額			
略			略		
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	16,160円に1試験片につき 8,020円を加算した金額	(4) 環境試験	含水率試験	3,760円に1試験片につき 400円を加算した金額
	イ 含水率試験	3,760円に1試験片につき 400円を加算した金額			
略			略		
2 略			2 略		
3 機械器具使用料			3 機械器具使用料		
			設備の価格等を勘案して知事が別に定める額		
区分	金額				
小型強度試験機	1時間につき 240円				
パネル強度試験機	1時間につき 410円				
実大強度試験機	1時間につき 1,570円				
恒温器	1時間につき 140円				
その他の機械器具	設備の価格等を勘案して知事が別に定める額				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館</p> <p>(2) 指定する指定管理者 鳥取市相生町四丁目411番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 鳥取二十世紀梨記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書  
(鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目411番地） 理事長 衣笠 克則

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

561,000,000円（債務負担行為限度額 561,368,000円）

[参考]単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
平成31年度	111,400,000円
平成32年度	112,400,000円
平成33年度	112,400,000円
平成34年度	112,400,000円
平成35年度	112,400,000円

4 選定理由

鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内果樹振興への寄与、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成30年7月2日から同年8月15日まで（現地説明会 平成30年7月18日）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

名前	所属・役職等
竹内 潔 (委員長)	鳥取大学地域学部地域学科准教授
若松 信宏 (副委員長)	西日本税理士法人 税理士
稲井 巳幸	元とっとり観光親善大使
岸田 志保	梨ひめの会 (先進的梨農家)
木嶋 哲人	鳥取県農林水産部農業振興戦略監

(2) 開催経緯

審査委員会：平成30年8月22日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(指定管理者制度及び鳥取二十世紀梨記念館の概要説明、募集要項・審査項目等については、6月13～15日にかけて各委員に個別説明等を行い、委員全員の了承を得て決定した。)

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須  配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	40
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツの導入提案(新規項目)	5

(4) 審査結果

審査基準	配点	一般財団法人 鳥取県観光事業団	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	・施設の平等な利用を確保できるものである。
2	40	27.6	・計画全体としては評価できる。 ・外国人の方が増えているので、わかりやすいガイドシステムが必要。 ・ガーデニングコーナーに音声案内を付けるなどすると、もっとわかりやすい。 ・ガイドボランティアについての育成を検討すべき。 ・中部地区の他の観光施設（白壁土蔵群、青山剛昌ふるさと館など）とのコラボレーションをもっと図るべき。
3	15	11.8	・限られた予算における管理運営は評価できる。
4	40	28.1	・財政基盤は安定しており、健全経営である。
5	5	0.0	
合計	100	67.5	

※点数は審査会出席委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○午前9時から午後5時まで（最終入館 午後4時40分）

・倉吉未来中心で全国規模の大会・イベントなどがある場合は、柔軟に対応する。

・旅行会社等の依頼により、前後の開館時間を延長する必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

○休館日 毎月第1、第3、第5月曜日及び12月29日から1月3日まで

\*倉吉未来中心の休館日と同様である。

\*ただし、旅行会社等の依頼により開館の必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

(2) 利用料金

	個人	団体（有料10名以上）	団体（有料20名以上）
大人（高校生以上）	300円/人	270円/人	240円/人
小人（小学生以上）	150円/人	130円/人	100円/人

・会員制パスポート料金（有効期間1年間）

種別	新規	継続
大人（高校生以上）	1,500円/人	1,200円/人
小人（小学生以上）	700円/人	500円/人

○減免事項

・現行の減免事項を一部変更する。

（これまで、県内・県外問わず全額減免としていたが、招致活動に力を入れる経費に充てるため校外学習利用者を県外のみ5割減免へ）

(3) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- インフォメーションに常時職員を配置し、館内情報の提供、周辺地域の観光案内など、総合案内機能を充実する。
- 情報発信・広報宣伝
  - ・広報宣伝資料を充実する。(一般用と旅行会社用を別に作成)
  - ・ホームページ、SNS、マスメディア、パブリシティを活用した情報発信を行う。
- 来館者の満足度の向上や県産果実に対する理解を促進するためのイベントを充実する。
- ミュージアムショップとフルーツパーラーを直営方式により運営し、梨を中心にした商品を取り扱い、他の施設と差別化を図るとともに、県産梨の魅力をもPRする。
- 中部地域の観光関係団体や梨生産者等で構成する連絡協議会を設け、運営について意見交換を行う。

(4) 観光振興への寄与

- 毎年12万人以上の誘客のため団体旅行、個人旅行双方の誘致にバランス良く取り組む。
- 旅行会社の特性を踏まえ、きめ細かい営業活動を実施する。
- 中部観光推進機構、市町村観光協会、旅館組合等と連携した合同キャラバン等を実施する。
- 増加している外国人観光客の更なる誘致のため県、山陰インバウンド機構等との連携を強化する。

(5) 県内果樹振興への寄与

- 梨生産農家への情報提供・情報交換の場として「梨づくり大学」の実施や「梨のなんでも相談室」を常設化する。
- 果樹研究同志会、生産グループ等による調査研究活動への助成を行う。
- 鳥取県梨コンクール、鳥取県梨づくり大会を開催する。
- 小中学生を対象とした食農教育を推進する。

(6) 収入確保及び経費削減のための取組

- 売店・喫茶営業による売上の確保を行う。
- 再委託業務の契約における複数年契約、競争入札を実施する。

(7) 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理

- 職員の意識向上による廃棄物の減量化を行う。
- リサイクル、グリーン購入を実施する。
- TEAS II種の環境管理マニュアルに基づく運営を実施する。

(8) 県との連携確保

- 県主催事業への積極的な参加等を行う。

(9) 組織及び職員の配置等

- 館長には、組織のマネジメント力があり、施設管理及び観光客誘致に関する知識と経験を有する者を、技術専門員には、果樹栽培及び果樹経営に関する高度な知識と経験を有する者を充てる。
- その他、シニアマネージャー1名、マネージャー1名、主任(主事)1名、インフォメーションスタッフ6名、技術専門スタッフ1名、ショップ・パーラーのパートスタッフ6名を配置する。

<p>条例名等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立二十一世紀の森）について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称                  鳥取県立二十一世紀の森</p> <p>(2) 指定する指定管理者                  とっどりの森を守り木を活かす会</p> <p>代表者 鳥取市叶122番地西垣ビル3号室                  鳥取県木材協同組合連合会                  代表理事 清水 秀満</p> <p>構成員 鳥取市湖山町西二丁目413番地                  公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団                  代表理事 前田 幸己</p> <p>(3) 指定の期間                  平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由                  二十一世紀の森の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、とっどりの森を守り木を活かす会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：公募</p>

# 農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書

(鳥取県立二十一世紀の森)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立二十一世紀の森の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

## 1 指定管理候補者

とっとりの森を守り木を活かす会（共同企業体）

代表者 鳥取市叶122番地西垣ビル3号室

鳥取県木材協同組合連合会

代表理事 清水 秀満

構成員 鳥取市湖山町西二丁目413番地

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団

代表理事 前田 幸己

## 2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

## 3 指定管理料の額

43,286,000円（債務負担行為限度額 43,286,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
平成31年度	8,594,000円
平成32年度	8,673,000円
平成33年度	8,673,000円
平成34年度	8,673,000円
平成35年度	8,673,000円

## 4 選定理由

二十一世紀の森の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、林業関係団体が母体であることから、林業の専門的知識が有する人材が豊富であるうえ、民間とのネットワークの積極的な構築による、応援団的な組織提案もなされており、幅広い参加者による様々な利活用が期待できることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

## 5 公募の経緯

### (1) 募集期間

平成30年7月2日から同年8月15日まで（現地説明会 平成30年7月17日）

### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
とっとりの森を守り木を活かす会	鳥取市叶122番地 西垣ビル3号室	鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 清水 秀満



6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
林 昭男 (委員長)	鳥取県信用保証協会 会長
若松 信宏 (副委員長)	税理士 (西日本税理士法人)
芳賀ひとみ	鳥取県立智頭農林高等学校 地域コーディネーター
友田恵梨子	画家、デザイナー、イラストレーター
地原 伸	鳥取県農林水産部森林・林業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月18日

指定管理者制度及び二十一世紀の森の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年8月28日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul> ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	必須  配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策・利用促進策等)</li> <li>管理の基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>開園時間、休園日、利用料金等の設定</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> </ul> </li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>利用者等の要望の把握</li> </ul>	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容</li> <li>県の委託料の多寡</li> </ul>	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証等</li> </ul> </li> </ul>	34
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネーミングライツに係る提案</li> </ul>	6

## (4) 審査結果

審査基準	配点	とっどりの森を守り木を活かす会	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	平等な施設利用を確保できるものと評価された。
2	40	24.9	<p>○異なる専門性を有する団体が構成する共同事業体の強みを発揮したサービス向上と利用促進が期待できる。</p> <p>○従来の施設、ネットワークを活かした運営が期待できる。</p> <p>○森林学習展示館の活用を要と考え、常設展示のリニューアルを提案されたことを評価。利用者の「興味・感性・好奇心」をくすぐる企画に期待。鳥取の豊かな自然と共に、「木育」をテーマとした施設に魅力を感じる。</p> <p>○ワクワク感を運営側が企画し、利用者に伝えることから始めてほしい。</p> <p>○施設の運営に当たっては、林業試験場との連携を密にしていくことが望ましい。</p>
3	20	9.4	○限られた予算で仕様書に沿った管理運営を行う計画とし、指定管理に求められるレベルをクリアしている。
4	34	18.7	<p>○構成する2団体ともに、財政基盤・経営基盤は安定している。</p> <p>○林業関係団体の共同事業体であり、専門知識を有する者が管理運営することができる。</p> <p>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等は受けていない。</p> <p>○講師の選定等の検討を進め、より充実した施設運営に進めてほしい。</p>
5	6	0.0	○ネーミングライツに係る提案はない。
合計	100	53.0	

※点数は出席委員5名の平均

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

## (1) 管理運営の基本的な考え方

- ・「木育」や「林業労働災害防止教育」の拠点とするため、森林学習展示館、林業技術工芸実習館及び林業技術訓練センターにそれぞれテーマを設定して管理運営していく。
- ・森林・林業・木材の専門家で構成する「とっどりの森を守り木を活かす会」の人材やノウハウを最大限活用する。

## (2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

## ア 施設活用の取組方針

- ・木育・工芸・労働の関係団体等と運営委員会を組織し、施設の目的を最大限に実現する。

## イ 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業技術の研修に関する業務の取組内容

- ・木工教室（年2回）、林業チェーンソー研修（年6回）、森のようちえんや保育園を招いたイベント（年3回）を実施する。

ウ サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ・ホームページ等を活用して情報発信し、二十一世紀の森の魅力をPRする。
- ・ファンクラブ会員を募集する。
- ・運営委員会で定期的に意見交換会を開催し、要望等を業務に反映する。
- ・施設内でのアンケート回収箱の設置、利用者への聞き取り等を行い、要望を業務に反映する。

(3) 施設管理

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・施設内とその周辺は禁煙とする。
- ・森林学習展示館の一角にフリースペースを設け、お茶のサービスを提供する。
- ・周辺の見回り、日常清掃の実施、トイレ、展示館の毎朝の清掃を行う。

イ 外部委託の考え方

- ・原則、県内業者へ発注する。

(4) 開園時間及び休園日

- ・開園時間は午前9時から午後4時30分までとする。
- ・休園日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを基本とする。平日の休園日については勤務形態等を勘案して、本年度中に県と再協議する。

(5) 利用料金の設定、利用料金の減免

- ・現行の利用料金のほかに、林業技術工芸実習館の備品（糸のこ、木工ろくろ）の使用料を新たに設定する。
- ・利用料の減免は現行のとおりとする。

(6) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・火災予防のため施設内及び周辺を禁煙とする。
- ・警備会社から連絡があった場合はすみやかに施設管理者が対応する。
- ・事故、事件が発生した場合、県と密に連携し関係部署に連絡するなど速やかに対応する。

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページでの意見募集、アンケート（個人、団体、イベント参加者）、電話等での要望受付を実施する。
- ・県と協議して具体的な対応を決定し、対応はホームページ等で公開する。

(8) 組織及び職員の配置等

- ・林業に係る大学の修了者を統括責任者とする。
- ・その他、庶務スタッフ（経理の資格保有者）1名、常駐スタッフ4名（常勤1名、非常勤3名）を確保し、常時1名以上の職員を配置する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり出合いの森）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立とっとり出合いの森</p> <p>(2) 指定する指定管理者 鳥取市杉崎字大政470番地1 株式会社谷尾樹楽園 代表取締役 谷尾 壽嗣</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 とっとり出合いの森の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社谷尾樹楽園を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

**農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書**  
(鳥取県立とっとり出合いの森)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり出合いの森の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

株式会社谷尾樹楽園（鳥取市杉崎字大政470番地1） 代表取締役 谷尾 壽嗣

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

169,560,000円（債務負担行為限度額 186,511,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	委託料の額
平成31年度	33,912,000円
平成32年度	33,912,000円
平成33年度	33,912,000円
平成34年度	33,912,000円
平成35年度	33,912,000円

※参考

鳥取市指定管理料総額 42,390,000円

(鳥取市債務負担行為限度額 46,625,000円)

4 選定理由

とっとり出合いの森の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、長年の当該施設の管理運営実績があり、充実したスタッフによる安定した運営や、企業努力によるきめ細やかな施設管理が期待できることから、上記の団体が指定管理候補者として最適であると選定した。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成30年7月13日から同年8月22日まで（現地説明会 平成30年7月24日）

(2) 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
株式会社谷尾樹楽園	鳥取市杉崎字大政470番地1	代表取締役 谷尾 壽嗣
鳥取県森林組合連合会	鳥取市湖山町西2丁目413	代表理事長 前田 幸己

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
前田 雄一（委員長）	前田森林植生研究所長
若松 信宏（副委員長）	税理士（西日本税理士法人）
山本ルリコ	NPO法人ECOフューチャーとっとり副理事長
川添あけみ	学校法人矢谷学園鳥取第五幼稚園園長
地原 伸	鳥取県農林水産部森林・林業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月26日

とっとり出合いの森の概要及び指定管理者募集要項案説明、指定管理候補者の選定方法及び選定基準の審査

イ 第2回審査委員会：平成30年8月28日

面接審査、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul> ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	必須  配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(森林への理解を深める事業、サービス向上策・利用促進策等)</li> <li>施設設備の維持及び安全・衛生管理の水準</li> <li>開園時間、休園日</li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> <li>利用者等の要望の把握</li> </ul>	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積もり内容の妥当性</li> <li>委託料の多寡</li> </ul>	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等 (管理運営の組織、日常の職員の配置、森林への理解を深める事業の職員の配置等)</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定</li> <li>ISO14001・TEAS I種の認証等</li> <li>当該施設の管理運営状況の実績評価</li> <li>※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。</li> </ul>	40

(4) 審査結果

審査基準	配点	株式会社谷尾樹楽園 (A)	鳥取県森林組合連合会 (B)
1	適/不適	適	適
2	40	25.0	24.4
3	20	16.0	15.6
4	40	22.1	21.7
合計	100	63.1	61.7

※点数は、出席委員5名の平均

審査項目についての主な意見

○審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

A・Bとも平等な施設利用を確保できるものと評価された。

○審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

A) ・森林学習の場としての考え方が地に足がついており、イベント計画がよく練られているが、マンネリ化しないようPDCAを生かしイベント内容の工夫をすることが必要。

・長年指定管理をしてきた実績から安定したサービスの提供と施設の維持管理が期待でき、毎朝のパトロールなど安全管理に努力していることは評価できる。

B) ・森林に対する理解を深めるための新しい発想があるが、イベント等の提案内容が具体性、実現性に乏しく感じられた。

・多目的フィールドとしての利用促進案は新しい試みで評価できるが実現可能か疑問。

・森林の維持管理面については、組織としてのノウハウがあり期待できる。

・植栽管理は外部委託のため迅速な対応が遅れることが懸念される。委託業者との連携を密にし、指定管理者としてのスキルアップを図っていくことが必要。

○審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

・A・Bともほぼ同等の評価であった。

○審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・財政規模が異なるが、Bの方が経営基盤や財政基盤に安定性があると評価された。

・Aは造園技能を有する者が配置されることが評価された。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・出合いの森の自然を保護し、質の高い管理運営、経験豊かな技術力により、より豊かで潤いのある『とっとり出合いの森』を子どもからお年寄りまで多くの方に利用してもらう。
- ・『緑を守る』という造園業者としての使命感のもと、施設の設置目的達成に向けて、本公園事業で培ったノウハウに満足することなく先々を見据えた管理運営を行う。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 森林の理解を深める事業への取組内容

- ・収入を得る企画ではなく、動植物の良さを広く伝える内容を主に計画する。

イ サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ・芝生刈込や高木剪定などを植栽管理仕様以上に実施する。
- ・ホームページ、SNS等により情報発信し、出合いの森の魅力をPRする。
- ・アンケート回収箱の設置、利用者への聞き取りを行い、要望を業務に反映する。
- ・車いすの台数を増やすとともに、緑の募金付き自動販売機を増設する。

(3) 施設管理

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・園内点検を定期的実施する。
- ・日常清掃を実施し、トイレ、展示館の毎朝の清掃を行う。

イ 外部委託の考え方

- ・自社で対応できる森林整備業務、植栽管理業務等は自社で行い、それ以外の保守点検業務、警備業務を外部委託する。

(4) 開園時間及び休園日

- ・開園時間は午前9時から午後5時までとする。(夏期は午後6時までとする。)
- ・休園日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・火災予防のため園内の火の取扱いを規制し喫煙は喫煙コーナーのみとする。
- ・台風、大雨等の異常時は巡回パトロールを実施し、状況によっては県・市と協議の上、退去、臨時休園等の措置を採る。
- ・事故、事件が発生した場合、県・市や関係部署に連絡するなど速やかに対応する。

(6) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページで意見募集、アンケート用紙の設置、利用者(個人、団体、イベント参加者)からの聞き取り、電話等での要望受付等を実施する。
- ・県・市と協議して具体的な対応を決定し、対応はホームページ等で公開する。

(7) 組織及び職員の配置等

- ・造園業務歴15年以上の有資格者を施設責任者とする。
- ・マルチスタッフ1名、庶務スタッフ1名、サポートスタッフ5名

8 その他

とっとり出合いの森は県有地である鳥取県立とっとり出合いの森と、鳥取市有地である鳥取市出合いの森公園で構成されており、同日開催された鳥取市農林水産部指定管理者選考委員会においても、県の指定管理候補者と同じ者が候補者として選定された。



<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり賀露かっこ館）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称                  鳥取県立とっとり賀露かっこ館</p> <p>（2）指定する指定管理者                  鳥取市相生町四丁目411番地                  一般財団法人鳥取県観光事業団                  理事長 衣笠 克則</p> <p>（3）指定の期間                  平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由                  とっとり賀露かっこ館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

**農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書**  
(鳥取県立とっとり賀露かっこ館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目411番地） 理事長 衣笠 克則

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

268,200,000円（債務負担行為限度額 268,486,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
平成31年度	53,200,000円
平成32年度	53,700,000円
平成33年度	54,100,000円
平成34年度	53,500,000円
平成35年度	53,700,000円

4 選定理由

とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、水生生物と水産の魅力発信が、専門的なノウハウを有している県栽培漁業協会への委託や現在のスタッフの継続雇用によって担保されるほか、館内軽飲食の提供などによる利用者の利便性向上や、他の観光施設等と連携したイベント企画などによる集客増が期待できることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成30年7月9日から同年8月15日まで（現地説明会 平成30年7月17日）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
小畑 正一（委員長）	鳥取県農林水産部水産振興局長
北野 岳之（副委員長）	北野岳之税理士事務所税理士
戸 蒨 丈仁	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
井本 千鶴	賀露中央海鮮市場協同組合会計主任
岸 多津	鳥取市賀露地区公民館主任

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月13日

指定管理者制度及びとっとり賀露かっこ館の概要説明、審査要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年8月22日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul> ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	必須  配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等)</li> <li>管理の基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日の設定</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> </ul> </li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>利用者等の要望の把握</li> </ul>	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容</li> <li>県の委託料額の多寡</li> </ul>	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証</li> </ul> </li> </ul>	39
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネーミングライツに係る提案</li> <li>主たる事業所の県内への所在</li> </ul>	6

## (4) 審査結果

審査基準	配点	一般財団法人 鳥取県観光事業団	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	平等な施設利用を確保できるものと評価された。
2	40	27.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水生生物の飼育は新たな分野であるものの、専門的技術や知識を有する県栽培漁業協会と連携して対応することとしている。</li> <li>○他に7つの施設を管理運営していることから、これらの施設との連携によるサービス向上が期待できる。</li> <li>○事故・事件対応について、各々の緊急事態ごとの体制・対応を提案している。</li> <li>○個人情報保護等対応について、既に必要な規定を制定済である。</li> </ul>
3	15	10.2	○限られた予算における管理運営は評価できる。
4	39	27.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政基盤に問題は認められない。</li> <li>○現行と同様の8名の職員体制が計画されている。</li> <li>○他の7つの管理運営施設とも連携した各種研修等の実施による人材委育成に期待が持てる。</li> <li>○現在の施設職員(非常勤職員)の継続雇用が予定されていることから、これまでの管理運営ノウハウの円滑な引継ぎが期待できる。</li> <li>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等は受けていない。</li> <li>○男女共同参画や環境配慮などの法人の社会的責任を遂行しようとしている。</li> </ul>
5	6	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主たる事業所を県内に置いている。</li> <li>○ネーミングライツに係る提案はない。</li> </ul>
合計	100	67.9	

※点数は出席委員5名の平均

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の基本的な考え方

- これまで県立7施設の管理運営を担ってきたノウハウを活かして、様々な連携（他県の水族館との連携、鳥取砂丘コナン空港・環境大学との連携、近隣施設との連携）、利用者目線の運営（導線の検討、説明機能の充実、飼育状況の可視化、インバウンド対策）、集客促進等の拡充（広報の充実、SNSの活用、他の管理運営7施設と抱き合わせのキャンペーンや観光情報説明、有料体験メニュー、オリジナルキャラクター製作、自動販売機や館内軽飲食の提供等）を行うことによって指定管理者制度導入の利点を発揮するとともに、年次的に取組改善がなされるような管理運営を行う。

### (2) サービスの提供内容

- 解説文や説明による水生生物の魅力発信のほか、給餌や水槽清掃等の飼育の様子を来館者に見て頂くことで水生生物に対する理解促進を図る。
- 利用者目線に配慮し、入館してから退館するまでの新たな導線を検討する。
- これまでかにかっこ館で行われてきた取組に加えて、夏休みの自由研究教室や、展示物の海浜での採取体験、魚の調理教室、かにかっこ空港ロードを使ったウォーキングイベント等の実費徴収による実施を検討する。
- 自動販売機を新たに設置するほか、現在の受付付近を改修することによる軽飲食の提供を新たに検討することにより、利用者の利便性の向上を図る。
- 野外イベントの実施など、芝生広場の有効活用策を検討する。
- 出前かにかっこ館は、月2回程度を限度として継続実施することとし、その実費は原則として徴収する。
- 既に管理運営している7施設でのパンフレット配架や合同キャンペーンの実施などによる集客促進を図る。
- すさみ町立エビとカニの水族館（和歌山県）及び神戸市立須磨海浜水族館（兵庫県）と連携し、展示方法やノウハウの共有、相互宣伝を図る。

### (3) 施設管理

- 水槽清掃の徹底や芝生の適正管理により清潔な環境を維持するとともに、施設設備の異常の早期発見、早期対応を行うことで施設設備の長期使用を図る。
- 生物飼育、海水取水施設維持管理、機械警備及び廃棄物処理は、既存業者への随意契約による外部委託で管理する。
- 空調機械設備保守点検、清掃、電気工作物保守、消防設備保守点検は、入札による外部委託で管理する。
- 芝生広場等でのイベントを、随時契約で実施する。

### (4) 開館時間・休館日

- 午前9時から午後5時（最終入館は午後4時45分）  
※ただし団体等の予約、夜のイベント等の実施時には時間延長
- 毎週火曜日（祝日の場合は翌平日、ただし3月24日～4月8日、7月20日～8月31日、12月24日～1月8日は無休）  
※ただし団体等の予約の場合、可能な限り柔軟に対応

### (5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 各々の緊急事態ごとにあらかじめ体制や手順を定めて適切に対応する。

### (6) 管理経費

- 他施設での管理実績を基づき複数年契約や事業団一括契約などによる経費削減を行う。

### (7) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：館長、主幹、主事2名、スタッフ3名の計7名  
※現在県が任用している非常勤職員3名のうち継続雇用を希望する者とは、勤務条件等を協議の上、雇用契約を締結する。
- 非常勤職員：飼育管理のための嘱託1名  
※初年度のみ1年間を予定。2年目以降の体制は初年度の運営状況を勘案の上決定し、2年目以降の年次事業計画に盛り込む。

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	160,704	平成30年6月1日 ～平成34年5月31日	鳥取県西部総合事務所 農林局西部農業改良 及所

